

平成20年9月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 久村由美
平成20年(ホ)第675号謝罪広告, 損害賠償等請求控訴事件 (原審・東京地方裁判
所平成17年(ワ)第14143号 (第1事件), 第24104号 (第2事件), 平成
19年(ワ)第6821号 (第3事件))

口頭弁論終結日 平成20年6月25日

判 決

当事者の表示は, 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は, 控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中, 控訴人らに関する部分を取り消す。
- 2(1) 被控訴人石原慎太郎 (以下「被控訴人石原」という。) は, 別紙当事者目録番号1ないし13の控訴人らに対し, 本判決確定の日から7日以内に, 原判決別紙2記載の内容の謝罪広告を, 毎日新聞 (全国版), 朝日新聞 (全国版), 読売新聞 (全国版), 日本経済新聞 (全国版), 産経新聞 (全国版) 及び東京新聞の朝刊社会面に, 同別紙に記載した掲載条件で各1回掲載せよ。
- (2) 被控訴人石原は, 上記控訴人らに対し, それぞれ50万円及びこれに対する平成16年10月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人石原は, 控訴人西川直子及び同菅野賢治に対し, 本判決確定の日から7日以内に, 原判決別紙3記載の内容の謝罪文を交付し, かつ, 同内容の謝罪広告を東京都公式ホームページ (<http://www.metro.tokyo.jp/>) に, 同別紙に記載した掲載条件で1か月間掲載せよ。
- 3(1) 被控訴人東京都は, 控訴人ら (ただし, 控訴人西川直子, 同菅野賢治及び

同 [redacted] を除く。) に対し、本判決確定の日から7日以内に、原判決別紙4記載の内容の謝罪文を交付し、かつ、同内容の謝罪広告を被控訴人東京都の公式ホームページ (<http://www.metro.tokyo.jp/>) に、同別紙に記載した掲載条件で6か月間掲載せよ。

(2) 被控訴人東京都は、控訴人西川直子及び同菅野賢治に対し、本判決確定の日から7日以内に、原判決別紙5記載の内容の謝罪文を交付し、かつ、同内容の謝罪広告を被控訴人東京都の公式ホームページ (<http://www.metro.tokyo.jp/>) に、同別紙に記載した掲載条件で6か月間掲載せよ。

(3) 被控訴人東京都は、控訴人ら(ただし、控訴人 [redacted] を除く。) に対し、それぞれ5万円及びこれに対する平成16年10月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 控訴人らは、フランス語を母語とし、フランス語学校を経営し、フランス語若しくはフランス語によって表記されるものを研究教授し、フランス語の通訳ないし翻訳その他フランス語を業務の手段とし、又はフランス語を学習し、いずれも何らかの形でフランス語と関係を有する者である。

本件は、控訴人らが、被控訴人東京都の知事である被控訴人石原の、記者会見、東京都議会の定例会又は首都大学東京の支援を目的とする会員制クラブの設立総会における発言が、フランス語を侮蔑するものであったり、東京都立大学のフランス語の履修者数について虚偽の事実を述べるものであって、控訴人らの名誉を毀損し、名誉感情を害し、又はフランス語を使用する業務を妨害したと主張して、被控訴人石原に対し不法行為に基づく損害賠償請求として(原審第1, 第2事件)、被控訴人東京都に対し国家賠償法1条1項に基づき(原審第3事件)、謝罪広告の掲載、慰謝料の支払及び謝罪文の交付を求めた事案である。

2 原審は、被控訴人石原の発言は、特定の個人に向けられたものではなく、ま

た、批判の範囲を逸脱していないから、控訴人らの名誉を毀損することはない、かつ、名誉感情を害したり、業務を妨害するものと評価することはできないなどとして、控訴人らの請求をすべて棄却したため、控訴人らが控訴を申し立てた。

なお、原審原告のうち、[REDACTED] (原判決別紙当事者目録番号2)、[REDACTED] (同目録番号3)、[REDACTED] (同目録番号4)、[REDACTED] (同目録番号7)、[REDACTED] (同目録番号9)、[REDACTED] (同目録番号11)、[REDACTED] (同目録番号12)、[REDACTED] (同目録番号13)、[REDACTED] (同目録番号19)、[REDACTED] (同目録番号20)、[REDACTED] (同目録番号21)、[REDACTED] (同目録番号22)、[REDACTED] (同目録番号24)、[REDACTED] (同目録番号26)、[REDACTED] (同目録番号28)、[REDACTED] (同目録番号29)、[REDACTED] (同目録番号30)、[REDACTED] (同目録番号34)、[REDACTED] (同目録番号38)、[REDACTED] (同目録番号40)、[REDACTED] (同目録番号41)、[REDACTED] (同目録番号42)、[REDACTED] (同目録番号44)、[REDACTED] (同目録番号45)、[REDACTED] (同目録番号47)、[REDACTED] (同目録番号48)、[REDACTED] (同目録番号49)、[REDACTED] (同目録番号53)、[REDACTED] (同目録番号55)、[REDACTED] (同目録番号58)、[REDACTED] (同目録番号61)、[REDACTED] (同目録番号63)、[REDACTED] (同目録番号65)、[REDACTED] (同目録番号66)、[REDACTED] (同目録番号67)、[REDACTED] (同目録番号68)、[REDACTED] (同目録番号69)、[REDACTED] (同目録番号70)、[REDACTED] (同目録番号72)、[REDACTED] (同目録番号75)、[REDACTED] (同目録番号76)、[REDACTED] (同目録番号77)、[REDACTED] (同目録番号78)、[REDACTED] (同目録番号79)、[REDACTED] (同目録番号80)、[REDACTED] (同目録番号81)、[REDACTED] (同目録番号82)、[REDACTED] (同目録番号83)、[REDACTED] (同目録番号84)、[REDACTED] (同目録番号86)、[REDACTED] (同目録番号87)、[REDACTED] (同目録番号88)、[REDACTED] (同目録番号89)、[REDACTED] (同目録番号

90), [redacted] (同目録番号91) からは控訴の申立てではなく, [redacted] [redacted] (同目録番号10) は, 控訴後, これを取り下げた。

3 本件の前提事実, 争点及び争点に関する当事者双方の主張は, 次項のとおり当審における控訴人らの主張を付加するほかは, 原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1項ないし5項に記載されたとおりであるから, これを引用する。ただし, 控訴人でない原審原告らに関する部分を除く。

4 当審における控訴人らの主張

(1) 本件第1発言の前半部分は, 一般人の普通の注意と聴き方を基準として判断すると, 摘示事実が真実でないことが明らかであるとはいえないし, 当該発言の前後の文脈も考慮すると, 本件第2発言と相俟って, 本件第1発言の後半部分及び本件第3発言を導くための前提として述べられており, 都立大学のフランス語教員という特定の個人に向けられていることは明らかである。

本件第1発言の後半部分について, 首都大学東京の設立経緯や被控訴人石原のこれに関する言動に対して, 様々な抗議行動等があったことは一般的に知られていた事実といえる。この事実についての一般人の知識を考慮すると, 当該発言部分は, 都立大学のフランス語教員による首都大学東京の設立に関する抗議行動等を含む反対が, フランス語にしがみついている者による社会的に意義のない活動である旨を主張しているのであり, 控訴人西川直子及び同菅野賢治の社会的評価を低下させるものである。また, 原判決は, この発言が批判の範囲を逸脱するものではないと判示するが, 控訴人西川直子らと被控訴人石原とが被用者と使用者という特別な関係に立っていたことを見過ごしている。

(2) 本件第2発言の前半部分は, その対象者について, 氏名の言及がないとはいえ, 受講者が少ない教員とされた都立大学のドイツ語, フランス語の教員として客観的に十分特定が可能である。

本件第2発言の後半部分は, その前後の文脈も考慮すると, 教員の能力等

個性に言及しているというべきであり、この点を否定した原判決は誤りである。

- (3) 本件第1ないし第3発言は、前後の文脈も考慮して理解すれば、真実でない摘示事実を前提とし、控訴人西川直子及び同菅野賢治が、フランス語受講の需要が全くないにもかかわらず、その保守的退嬰的な考えから、自らの都立大学における地位と職を守るためだけに首都大学東京の設立とこれに伴うフランス語関連講座の縮小に反対しているなどと断定的に主張し、同控訴人らの人格的価値についての社会からの客観的評価を低下させる意見ないし論評を行ったことが明らかである。したがって、前提事実が真実であることの証明がなく、真実と信ずるについて相当の理由があることの証明もない以上、意見ないし論評としての域を逸脱したものであるか否かに関わりなく違法性を有する。

また、本件第1ないし第3発言は、そもそも名指しでなく広い対象者に向けられたものと理解される表現をとっている上、新聞等のマスコミ、更にホームページへの不特定多数のアクセス者に公表することによって、首都大学東京の設立経緯や被控訴人石原のこれに関する言動に対して様々な抗議行動等があったことを知る一般人と、そうでない一般人との双方がこれを視聴するところとなった。その結果、これらの発言は、都立大学のフランス語教員はもとより、フランス語に関わる人一般の社会的評価を低下させるものとしても理解することが可能となった。

- (4) 本件第4発言の第3文について、原判決は、都立大学におけるフランス語教員に対する非難の意味を込めたものとしながら、控訴人西川直子及び同菅野賢治に向けられた発言ということとはできないと判示するが、理由齟齬というべきである。
- (5) 被控訴人石原の本件各発言は、控訴人西川直子及び同菅野賢治の人格を直接的に攻撃し、人格的価値を徹底的に否定するものであり、しかも、不特定

多数の者が内容を知り得る状況下で行われたから、名誉感情は大きく侵害されており、社会通念上容認できる範囲を逸脱していることは明らかである。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人らの本件請求はいずれも理由がなく、これらを棄却すべきであると判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載されたとおりであるから、これを引用する。ただし、控訴人でない原審原告らに関する部分を除く。

1 原判決14頁21行目から25行目までを次のとおり改める。

「d しかしながら、本件第1発言前半部分は、フランス語という言語に関するものであって、特定の個人に関するものではない上、我が国におけるフランス共和国やその文化に関する知識の周知の程度にかんがみると、同部分が真実でないことは、一般人にとっても明らかであるといえる。したがって、このような発言がされたからといって、原告（控訴人）らを含む特定人の社会的評価を低下させたと認めることはできない。」

2 原判決15頁9行目の「しかし、」から11行目末尾までを次のとおり改める。

「しかし、東京都知事の地位にある者の発言とはいえ、一般人に到底文字どおりには受け取られない上記発言が、フランス語に関わる特定人に対し、単なる不快感を与える域を超え、不法行為を構成し損害賠償請求権を発生させるほどの違法性をもつ程度に名誉感情を侵害するものと認めることはできない。」

3 原判決16頁7行目から10行目までの括弧書きを削り、同11行目の「後半部分は、」の次に「仏文学等の専攻課程廃止を含めた首都大学東京の設立構想に反対している」を、同20行目の「上記文言は、」の次に「批判する相手方を特に人格的に攻撃するものではなく、批判的言辞としてありふれた表現方法であるといえ、」を、同23行目の「いえるが、」の次に「言葉使いとして

やや辛辣な嫌いがあるとはいえ、批判的言辞として特に度を越した表現方法であるとまでいうことはできず、」をそれぞれ加え、同末行の「同原告ら」を「原告（控訴人）西川直子及び同菅野賢治はもとより、原告ら」に改める。

- 4 原判決18頁7行目の「しかし、」から9行目の「逸脱するとまではいえない。」までを次のとおり改める。

「しかし、第2発言前半部分は、特定人を対象とするものではなく、上記のとおり、その発言の前後関係から首都大学東京の設立構想に反対した者に対する批判として述べられたものであることは理解できるものの、同大学の設立に関する紛争に知識・関心のない者には、この発言がいかなる者に対してされたものであるかは認識できず、また、その紛争に知識・関心のある者には、この発言がいかなる範囲の者に対してされたものであるかは認識できたとしても、同紛争の一方当事者の他方当事者に対する批判として受け止められる性質のものである。そして、上記発言部分は、その内容に具体性を欠き、批判的言辞として特に不相応な表現方法であるとまではいうことはできず、対立する意見を表明する者が相手方を批判する上で許容される範囲を逸脱するものとまではいえない。」

- 5 原判決19頁16行目の「法的保護に値する」を「原告（控訴人）西川直子及び同菅野賢治はもとより、原告らの」に改め、同行の次に行を改め、次のとおり加える。

「また、証拠（甲15、38の1・2）によれば、都立大学人文学部では、学生は2年生進学時に専攻課程を選択することとされているところ、仏文学専攻課程における教員数、在学生数をみると、平成14年度は教員数12名、昼間部の在学生数19名、うち2年生が4名（転部等の編入者2名を含む。）、夜間部の在学生数13名、他に大学院在学者数26名、平成15年度は教員数11名、昼間部の在学生数17名、うち2年生が0名（ただし、編入者が1名いる。）、夜間部の在学生数12名、他に大学院在学者数22

名、平成16年度は教員数9名、昼間部の在学生数11名、うち2年生が2名（転部の編入者1名を含む。）、夜間部の在学生数13名、他に大学院在学者数20名であったことが認められる。これに照らすと、都立大学人文学部の仏文学専攻課程の昼間部において、2年生の専攻希望者は、被告（被控訴人）石原が本件第1ないし第3発言をした平成16年10月の前年度では、編入者を除けば皆無であり、その前後の年度でも極めて少数であったのであり（編入者を加えても2名ないし4名にすぎない。）、専攻者の数をみる限り、教員数との不均衡があったことは明らかである。そうすると、本件第2発言後半部分をも、**「受講者」**との用語に正確さを欠き、人数についても正確な数を述べているわけではないとはいえ、仏文学専攻課程の昼間部の受講希望者が極めて少ないこと（特に平成15年度においては、1名の編入者を除けば希望者がいなかったこと）、そして、教員数との間に不均衡があることについて、発言の前提事実の重要な部分に誤りはないと**いって差し支えない。**」

6 原判決20頁20行目から末行までを次のとおり改める。

「しかし、そのことだけから本件第3発言が、原告（控訴人）西川直子及び同菅野賢治はもとより、原告らの社会的評価を低下させるものということができないことは、本件第2発言前半部分について既に説示したところと同様であり、また、その内容は具体性を欠くものであって、やや辛辣な言葉使いもあるとはいえ、反対の意見を表明する相手方に対する批判的言辭として許容される範囲を逸脱した表現方法であるとまでいうこともできず、原告（控訴人）西川直子及び同菅野賢治はもとより、原告らの社会的評価を低下させるもの**という**ことはできない。

したがって、本件第3発言は、原告らの名誉を毀損するもの**とはいえない。**」

7 原判決23頁13行目から23行目までを次のとおり改める。

「以上を踏まえて本件第4発言第3文を一般人の普通の注意と聴き方を基準として聴くと、同発言は、本件訴訟の提起あるいはその契機となった別紙8発言目録3記載の発言にからみ、変化を拒むフランス語と都立大学の改革を拒むフランス語教員に対する批判をする中で、都立大学におけるフランス語教員とその受講者数に言及したものと認めることができる。

しかし、本件第4発言第3文自体は、都立大学における仏文専攻者等の実情に言及するもので、原告（控訴人）西川直子及び同菅野賢治ないし兩名を含む同大学のフランス語教員を直接非難するものではなく、また、一般に専攻者の減少が担当教員の責任であると認識されるとはいえないから、同発言が原告（控訴人）西川直子及び同菅野賢治を含む同大学のフランス語教員の社会的評価を、法的保護に値するほど低下させるものとはいえない。また、前記のとおり、都立大学人文学部の仏文学専攻課程の昼間部において、平成15年度の2年生の専攻希望者は、1名の編入者を除けば皆無であり、他方、教員数は11名であったというのであるから、用語に不正確な点はあるとしても、発言の前提事実の重要な部分に大きな誤りはないとって差し支えない。」

8 原判決24頁1行目から5行目までを次のとおり改める。

「上記のとおり、本件第4発言第3文は、都立大学における仏文専攻者等の実情に言及するもので、原告（控訴人）西川直子及び同菅野賢治を直接非難するものではないから、兩名の名誉感情を法的保護に値するほどに侵害するものということとはできない。」

9 原判決24頁22行目の「いうことができ、」の次に「前記のとおり、昼間部の専攻希望者が極めて少なく、教員数との不均衡が生じていることにも照らすと、その発言の基本的事実には誤りはなく、都立大学に代え新たに開設する大学にフランス語専攻講座を設置しない計画を進めている中で、そのような事実をあえて指摘したからといって、」を加える。

10 原判決25頁11行目の次に行を改め、次のとおり加える。

「被控訴人石原による上記各発言は、首都大学東京の開設やその手続、同大学にフランス語専攻講座を設けないこと等に対し、原告（控訴人）西川直子及び同菅野賢治を含む都立大学のフランス語教員が反対意見を述べている中でされたものであるが、既に説示のとおり、上記各発言は、このような背景を知らない者においては特定の者の社会的評価に関わるものと認識され得ないものであり（控訴人らが引用する特定の産物・商品の評価の低下がその生産者に対する社会的評価の低下につながる場合とは、事案を異にする。）、これを知る者には、意見の対立する当事者の一方から他方に対する批判として受け取られるにすぎず、後者に対する社会的評価を低下させるものではないというべきである。」

第4 結論

よって、控訴人らの本件請求をいずれも棄却した原判決は正当であって、本件控訴はいずれも理由がない。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官 鈴木 健 太

裁判官 内 藤 正 之

裁判官 後 藤 健